

○西紋別地区環境衛生施設組合契約に関する規則

〔平成21年4月17日〕
規則第3号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 西紋別地区環境衛生施設組合（以下「組合」という。）の売買、賃借、請負、その他の契約の締結、履行等については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般競争入札

(一般競争入札者の資格)

第2条 組合長は、政令第167条の5の規定により、一般競争入札に参加する必要な資格を定めたときは、西紋別地区環境衛生施設組合公告式条例（昭和50年条例第9号）により公告する。

(資格の確認等)

第3条 組合長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その定めるところにより、定期に、又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請により、その者が当該資格を有するかどうか審査するものとする。

2 組合長は、前項の審査の結果により、その資格を有すると認められた者については、入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(入札の広告)

第4条 組合長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札の期日前10日（急を要する場合にあっては5日）までに、次に各号に掲げる事項を新聞、掲示、その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(7) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する旨

(8) 契約書作成の要否

(9) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関する必要な事項

2 組合長は、政令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、前項各号に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

(1) 総合評価一般入札の方法による旨

(2) 総合評価一般入札に係る申込みのうち価格その他の条件が組合にとって最も有利なものを決定するための基準

（入札保証金）

第5条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札執行前に、その者の見積る契約金額（単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じた額）の100分の5以上の入札保証金を納入しなければならない。

2 入札保証金は、落札者以外の者に対しては開札後、落札者に対しては契約締結後に返還するものとする。ただし、法第234条第4項の規定により落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は組合に帰属するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、落札者の納付に係る入札保証金については、落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

（入札保証金の納付の免除）

第6条 組合長は、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めないことができる。

(1) 入札者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 第2条の規定による資格を有する者で過去2年間の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、組合長が特に認めたとき。

（入札保証保険の証券の提出）

第7条 組合長は、前条第1号の規定により、入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金を納めないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金に代える担保）

第8条 第5条に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債権
- (2) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- (4) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関の保証
- (6) 前各号に掲げるもののほか、組合長が確実と認める債権

2 前項各号に掲げる担保の価値は、次に掲げるところによる。

- (1) 政府の保証のある債券については、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額
- (2) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手については、小切手金額
- (3) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形については、手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権については、当該債権保証に記載された債権金額
- (5) 銀行又は組合長が確実と認める金融機関の保証については、その保証する金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、組合長が確実と認める債権については、組合長が適当と認めた金額

（小切手等の現金化等）

第9条 組合長は、入札者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者に連絡し、会計管理者をして、その取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて提供された手形が満期になった場合に準用する。

（予定価格の決定）

第10条 組合長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札に付する事項につき、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定価格を定めなければならない。

2 予定価格は価格の総額について定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあつては、単価について予定価格を定めることができる。

(予定価格調書の作成)

第11条 組合長は、予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印し、開札の際、開札の場所に置かなければならない。

(最低制限価格の決定)

第12条 組合長は、工事又は製造その他について請負を一般競争入札に付する場合において、必要があると認められるときは、最低制限価格を設けることができる。

(総合評価一般競争入札に係る意見の聴取等)

第13条 組合長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴いた上で、落札者決定基準を定めなければならない。

2 組合長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験を有する者に聴くものとする。

(入札方法)

第14条 入札者は、入札書を作成し、封書にし自己の氏名及び入札件名を表記し、組合長が指定する日時までに、入札の場所へ提出しなければならない。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 郵便による入札を認める一般競争入札において、第1項の入札書を郵送しようとする者は、入札書等を一般書留又は簡易書留郵便で所定の日時までに送付しなければならない。

4 前項の規定による送付にはが外封筒及び中封筒を用い、入札書等を中封筒に入れ封印し、中封筒には第1項に規定する所定の事項を記載した上で、送付用の「入札書在中」と朱記した外封筒に同封する方法で送付するものとする。

(無効入札)

第15条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 入札保証金が不足する者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項に対して2通以上の入札をしたときの入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしていた入札

(7) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの

(8) 無権代理人がした入札

(9) この契約規則又は組合長の定める条件に違反した入札

(10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(再度入札)

第16条 政令第167条の8第3項の規定により再度入札を行うときは、開札後直ちに開札場所において行うものとする。

(落札者の取消し)

第 17 条 組合長は、落札者が次の各号の一に該当するときは、落札を取り消すものとする。

- (1) 落札者が契約の締結を辞退したとき又は指定した期限内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し、不穏不正があったと認められるとき。
- (3) 法令及びこの規則に違反する事項が生じたとき。

(最低制限価格を設けた場合の落札者等)

第 18 条 最低価格の入札者の当該申込みに係る価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、開札後、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第 19 条 組合長は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争入札に付するために公告しようとするときは、第 4 条の公告期間を 5 日までに短縮することができる。

(落札決定の通知)

第 20 条 組合長は、一般競争入札の落札を決定したときは、直ちに当該落札者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対しては適宜の方法により落札者の決定があった旨を知らせなければならない。

(入札経過の記録)

第 21 条 組合長は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札経過書に記録しなければならない。

第 3 章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第 22 条 政令第 167 号の 11 第 2 項の規定により、組合長が指名競争入札に参加する者の必要な資格を定めた場合における公示の方法その他の手続については第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(指名基準)

第 23 条 組合長は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札参加者の指名に関する基準を定めるものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 24 条 組合長は、指名競争入札に付するときは、政令第 167 条の 11 の規定による資格を有する者のうちから、前条の指名基準により入札に参加する者を 5 名以上指名し

なければならない。ただし、当該入札に参加できる者が5名に達しないときは、その参加できる者によって指名競争入札を行うことができる。

- 2 前項の場合においては、指名競争入札通知書を指名する者に送付しなければならない。
(一般競争入札に関する規定の準用)

第25条 第5条から第21条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる金額)

第26条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

(随意契約の見積書の聴取)

第27条 組合長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、なるべく2名以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (2) 定例的に買い入れる物件で軽微なものを買入れるとき。

(随意契約の予定価格等)

第28条 第10条及び第11条の規定は、随意契約について準用する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- (1) 法令の規定により価格の定められている物件を買い入れるとき。
- (2) 図書、定期刊行物、その他市場価格をそのまま予定価格として採用して差し支えないものについて契約するとき。
- (3) 1件の予定価格が30万円以下の契約をするとき。

第5章 契約の締結

(契約書の作成)

第29条 組合長は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。

2 一般競争入札若しくは指名競争入札の落札者は、契約書の作成を要する契約を締結するときは、第20条の規定による通知を受けた日から7日以内に組合長の作成する契約書により契約を締結しなければならない。ただし、組合長が必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

3 第1項の契約書は次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 履行期限
- (5) 契約保証金
- (6) 契約履行の場所
- (7) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (8) 監督及び検査
- (9) 履行の延滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他損害金
- (10) 危険負担
- (11) かし担保責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項
(仮契約書の作成)

第30条 組合長は、議会の議決を必要とする契約については、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を契約の相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を締結しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による契約に関する事件については、次の議会にこれを提案しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第31条 組合長は、次の各号の一に該当する場合においては、第29条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 第26条に定める金額を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国又は地方公共団体と契約するとき。

(請書等の徴取)

第32条 組合長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合は、契約の適正な履行を確保するため、契約の相手方から請書その他これに準じる書類を提出させなければならない。ただし、組合長が特に必要がないと認める軽微な契約のときは、この限りではない。

(契約保証金)

第 33 条 契約の履行を確保するために、契約の相手方は契約金額(単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額)の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結時に納めなければならない。

2 契約保証金は、契約の履行後速やかに契約の相手方に返還するものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第 34 条 組合長は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
- (3) 第 2 条及び第 24 条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国(公社および公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められている場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国又は地方公共団体と契約するとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、組合長において契約保証金の納付を免除することが適当であると認めたとき。

(契約保証金に代える担保)

第 35 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、組合長が契約保証金の納付に代えて提供させる担保について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 5 号中「又は組合長が確実と認める金融機関」とあるのは、「組合長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社」と読み替えるものとする。

(契約保証人)

第 36 条 組合長は、契約の締結に際し、契約の履行を確保するため必要と認めたときは、契約の相手方に契約保証人を立てさせるものとする。

2 前項に規定する契約保証人は第 2 条に規定する資格を有する者又は組合長が特に認めたものでなければならない。

第6章 せり売り

(せり売りの手続き)

第37条 第2条から第9条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

第7章 契約の履行

(違約金)

第38条 契約の相手方が契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金を徴取することができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴する。

(不可抗力による契約の延長)

第39条 天災、その他不可抗力等に契約の相手方の責に帰さない理由で契約期間の延長したい旨の申し出があったときは、これを調査し、組合長が認める場合は、当該契約期間を延長することができる。

(契約の解除)

第40条 契約の相手方が次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 期限又は期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) 契約解除の申出があったとき。
- (4) 前各号のほか、契約の相手方又はその代理人が、この規則又は契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により、契約を解除しようとするときは、契約解除通知書を当該契約の相手方に送付するものとする。

3 第1項の規定のうち、契約の相手方の責に帰する事由により契約を解除したときは、契約保証金は組合に帰属するものとする。

(売払代金の完納時期)

第41条 組合の所有に属する財産の売払代金又は交換差金は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の日までに完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第42条 財産の貸付料は、法令に特別の規定がある場合を除くほか、前納させなければならない。ただし、貸付期間が6月以上にわたるものについては、分割して定期的に納付させることができる。

(監督員)

第43条 組合長から監督を命じられた職員（以下「監督員」という。）は、必要があるときは、工事、製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承諾しなければならない。

2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 前項の規定により、指示した内容及びその他必要な事項を監督日誌に記録しなければならない。

4 監督員は、監督の実施に当たって契約の相手方の業務を不当に妨げることをしないようにするとともに、監督によって特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはいけない。

(監督員の報告)

第44条 監督員は、定期又は随時に監督の結果について上司に報告しなければならない。

(検査員)

第45条 組合長から検査を命じられた職員（以下「検査員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査をおこなわなければならない。

2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において特にその必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。

4 前各号の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支出の手続きを取ることができない。

(検査調書の作成)

第46条 検査員は、検査の結果、給付の完了が確認されたときは検査調書を作成しなければならない。

2 検査員は、工事若しくは製造又は給付の内容が契約に適合しないものであるときは、検査調書にその旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

(検査の一部省略)

第47条 組合長は、物件の買入れの契約でその単価が3万円に満たないものについては、政令第167条の15第3項の規定により、数量以外のものの検査を省略することができる。

(兼職の禁止)

第48条 監督員は、特別の事由がある場合を除き、当該監督を命じられた契約の履行又は給付の完了についての検査の職務を兼ねることができない。

(部分払の限度額)

第49条 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあつては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約にあつては、その既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 前払いをした請負契約の既済部分に対して部分払をする場合には、前払いの金額に前項の部分払すべき金額の契約金額に対する割合を乗じて得た金額をその部分払すべき金額から控除しなければならない。

(工事請負契約約款)

第50条 この規則に定める事項のほか、西紋別地区環境衛生施設組合建設工事契約約款によるものとする。

(様式)

第51条 入札及び契約等に係る書類は、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。